

## 定額減税補足給付金(不足額給付)申請書

※定額減税補足給付金(不足額給付)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付分)の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

直方

市長殿

※本様式は、定額減税補足給付金(不足額給付)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。

※本様式を提出いただいた場合、直方市において支給要件に該当するか審査の上で、支給決定した場合のみ、支給のお知らせを送付します。

## 【本様式での申請が必要な方】

- 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税額がいずれも0円の方、かつ、  
非課税世帯(又は均等割のみ世帯)向け給付を、世帯主又は世帯員として受給していない方であって、  
・青色事業専従者 または 事業専従者の方 または ・合計所得金額が48万円超である方

## 1. 申請者

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所	
	明治・大正・昭和・平成		
	年 月 日	電話番号	

書類に不備があった際などにご連絡を差し上げることがありますので、電話番号は日中に連絡が取れる番号をご記入下さい。

## 2. 誓約・同意事項 ※全ての項目を確認し、口にチェック(レ)してください。

チェックが出来ない項目が有る場合、支給要件に該当しないため、申請出来ません。※意図的に虚偽の確認をした場合は返還を求められ、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

- 下記の支給要件に該当する場合、原則として4万円(※)が支給されます。直方市における確認の結果、支給要件に該当しなかった場合には定額減税補足給付金(不足額給付)は支給されません。この要件に該当するか、又は支給対象となることについて直方市に事前に確認しています。※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

## 【支給要件】以下のいずれかの条件を満たすこと

- ・令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の支給対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった
- ・地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び調整給付金(当初給付分)の対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった

- 令和6年度に実施された定額減税について、住民税分、所得税分ともに本人としても扶養親族としても定額減税の対象ではありませんでした。

- 令和5年度、令和6年度に実施された低所得者世帯向け給付(※)を、世帯主としても世帯員としても受給していません。

※低所得者向け給付とは、令和5年12月1日を基準日として実施された住民税非課税世帯給付金(7万円)、均等割のみ課税世帯給付金(10万円)、令和6年6月3日を基準日として実施された非課税・均等割のみ課税世帯給付金(10万円)を指します。(いずれも別途子ども加算有り)※受給状況が不明な場合、各基準日時点で属していた世帯の世帯主やお住まいで有った自治体等にお問い合わせ下さい。

- 令和6年度に実施された定額減税調整給付金(当初給付分)を、本人分としても扶養親族等分としても受給していません。

- 定額減税補足給付金(不足額給付)の支給要件の該当性等を審査等するため、直方市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

裏面も必ずご確認ください

### 3. 低所得者給付実施時点住所地

※住民登録していた住所を正確に記入してください。

お住まいの時期	左記時点における住所地（国外の場合、「国外」と記入してください）	
令和6年 6月3日	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	<input type="checkbox"/> 現住所と異なる【記入してください】
令和6年 1月1日	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	<input type="checkbox"/> 現住所と異なる【記入してください】 <input type="checkbox"/> 同上
令和5年12月1日	<input type="checkbox"/> 現住所と同じ	<input type="checkbox"/> 現住所と異なる【記入してください】 <input type="checkbox"/> 同上

### 4. 振込希望口座

（1. の申請者名義の口座） いずれか一方を記載して下さい。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連	本・支店 本・支所 出張所 1普通 2当座		
	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい) ※	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1		

※ 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、直方市価格高騰給付金コールセンター(☎050-1750-6859)までお問い合わせください。

### 5. 確認(自署)

全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

※代筆の場合、押印をして下さい。(申請者名のもの)

### 6. 提出書類

ご準備が出来ましたら□にチェック(レ)し、必要書類が全て揃いましたら提出してください。

#### 必ず提出

- 『定額減税補足給付金(不足額給付) 申請書』(本書類)  
※ 赤枠の必要事項を漏れなくご記入ください。
- 『本人確認書類の写し(コピー)』  
※ 申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を同封してください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』  
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を同封してください。

#### 令和6年1月1日時点の住所地(個人住民税課税地)が国内かつ直方市外の場合提出

- 『令和6年度個人住民税の納税通知書 または 課税(非課税)証明書の写し(コピー)』  
※ 受給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

#### 青色事業専従者 または 事業専従者に該当する場合提出

- 『事業主の令和5年分所得税確定申告書 または 青色事業専従者に関する届出書の写し(コピー)等』

※必要事項の記入漏れや、提出書類の不備はありませんか(記入漏れや提出書類の不備がある場合、申請書の受付ができません。)